

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第48回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年10月2日（水） 16:00～16:54

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、川瀨 昇、佐々木かをり、

関口 博正、長田 三紀

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、菊池 昌克

（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、柴崎 哲也（事業政策

課企画官）、柴山 佳徳（事業政策課調査官）、竹村 晃一（料金サービス課長）、

片桐 義博（料金サービス課企画官）、杉野 勲（電気通信技術システム課長）、

小出 孝治（番号企画室長）、

神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について

2 諮問事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3058号】

イ 電気通信番号規則の一部改正について【諮問第3059号】

2 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成24年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

開 会

○東海部会長 定刻を過ぎましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第48回）を開催いたします。本日は、委員8名中6名がご出席予定でございますが、佐々木委員は間もなくお見えかと思えます。いずれにしても定足数を満たしております。

○東海部会長 会議に先立ちまして、部会の下にございます接続委員会の構成される委員と主査の指名を行いたいと思えます。接続委員会の名簿配付をお願いいたします。

（接続委員会名簿を配付）

○東海部会長 お手元に行き渡りましたでしょうか。御覧の一覧のとおり、委員と主査の指名をいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは本日の議事を進めてまいりたいと思えます。なお、会議に先立ちまして、前回に引き続きまして、会議用タブレット端末を試験的に活用させていただきたいと考えておりますので、どうぞ活用いただきたいと思います。

本日は諮問事項が2件、報告事項が1件でございます。

○東海部会長 まず、諮問第3058号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可、すなわちユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について審議いたします。まず、総務省からご説明をお願いいたします。

○片桐料金サービス課企画官 料金サービス課の片桐でございます。ただいまから説明させていただきます。資料48-1を御覧ください。まず1枚おめくりいただきまして、諮問書でございます。基礎的電気通信役務支援機関であります一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）から、電気通信事業法第109条第1項の規定に基づきまして交付金の額及び交付方法、また、第110条第2項の規定に基づきまして負担金の額及び徴収方法につきまして認可申請があったものでございます。

続きまして、申請概要を御覧いただけますでしょうか。まず最初に、ユニバーサルサービス制度の概要について簡単に触れさせていただきたいと思えます。ユニバーサルサービスとは、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保され

るべきサービスということで、電気通信事業法第7条等において定められておりまして、具体的には、加入電話又は加入電話に相当する光IP電話、第一種公衆電話、緊急通報といったものがユニバーサルサービスになってございます。これらのユニバーサルサービスを維持するために、負担事業者から負担金を徴収し適格事業者に交付金を交付する仕組みになってございますが、今回の申請に関する項目でございますけれども、まずは負担金につきまして、負担金の内訳として、補填対象額と支援業務費がございます。各事業者毎の負担金額を算定しまして、それぞれ負担事業者にご負担いただくものでございます。なお、負担事業者でございますけれども、前年度の電気通信事業収益が10億円を超えて、かつ総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者になっておりまして、今回は27社ございます。

続きまして交付金でございますけれども、交付金の額及び交付方法につきまして、記載の内容を諮問するということになってございます。参考までにこの下でございますような交付金・負担金の流れでこの仕組みが動くという形になってございます。

続きまして、5ページの負担金の額及び徴収方法ですけれども、こちらを説明する前に、簡単に参考資料を用いて詳しい中身等をご説明したいと思っておりますので、28ページと書いてございます参考資料を御覧いただけますでしょうか。

1枚おめくりいただきまして29ページでございます。こちらは平成24度におけますNTT東西のユニバーサルサービスの収支表でございます。一言でまとめますと、平成24年度におけるNTT東西のユニバーサルサービス収支の状況は、約1,000億円の赤字だということでございます。詳しい中身は下の表に書いてございます。参考のところで、前年度とありまして、その下に増減というところがございます。これでNTT東日本、西日本それぞれ昨年より収支が改善したように見えますけれども、実はこの主な要因が、先般5月に行われましたメタル回線のコストの在り方に関する検討会での結論に基づきまして、費用の配賦方法を見直したことの影響でございます。それを除きますと、約100億円程度収支が悪化している状況でございます。

続きまして、30ページを御覧ください。ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補填対象額の算定につきまして、それぞれ詳しく見ていきたいと思っております。原価でございますけれども、これはLRICモデルに従いまして算定しております。まず、加入電話の基本料の部分でございますけれども、補填対象額の算定方法としましては、全国平均費用に標準偏差の2倍を加えたものをベンチマークとしまして、これを超える

部分のみを補填するものでございます。

具体的にどういった部分を補填されるかということにつきましては、右下のグラフを御覧いただきたいと思っております。少々見にくいところがございますけれども、矢印で、基金の補填対象となっているところのみが補填部分でございます。ここにありますように、横軸を収容局の費用として、低コスト地域から高コスト地域まで並べ、縦軸を1回線当たりのコスト水準としますと、このような曲線になりますけれども、そのうちの高コスト地域で、かつ全国平均費用プラス標準偏差の2倍以上のところを超える費用を補填する仕組みになっています。この結果、補填対象の原価がどれぐらいになったかと申しますと、その左側にある表でございます。NTT東西合計いたしまして、約29億7,500万円となっております。これが補填対象額でございます。ちなみに前年度と比べますと、約5億2,800万円補填対象額が減っている形になってございます。

続きまして、31ページは参考でございますので、これは割愛させていただきたいと思っております。

32ページは加入電話の緊急通報部分でございます。緊急通報は収入が基本的にはないものでございますので、基本料の高コスト地域に当たります4.9%の部分の加入者回線数に対応した原価を補填することとしております。この結果、補填額は、NTT東西合計で約4,400万円になってございます。昨年度からの増減で申しますと、プラス約400万円でございます。

続きまして、33ページを御覧ください。今度は第一種公衆電話でございます。上の表が市内通信に係る部分でございます。第一種公衆電話は、原価から収益を引いたものを補填対象額としております。NTT東西合計いたしまして、約38億5,100万円の補填額になっていまして、これは昨年と比較しますと、約4,100万円のプラスになっています。その下の表が、第一種公衆電話の離島特例通信の部分でございます。こちらと同様に算定しまして、補填対象額は約800万円、昨年とはほぼ変わらない状況でございます。⑤の第一種公衆電話・緊急通報部分も算定方法は同じでございますけれども、こちらはNTT東西の合計で約200万円。昨年度との増減はほとんどない状況でございます。

続きまして35ページを御覧いただけますでしょうか。補填対象額の算定におきます災害特別損失等の扱いです。東日本大震災によりまして、災害特別損失等が発生いたしました。こちらについて、ユニバーサルサービスの補填の対象とするというこ

とで、昨年度、審議会のご了承をいただきましたところ、今年も同様な扱いをするものでございます。こちらの具体的な影響額でございますけれども、2つ目の四角を御覧ください。まず災害特別損失等（収支表ベース）で申しますと、平成23年度の災害特別損失等に係るものが82億円、そのうち設備管理部門に係るものが26億円であり、当該費用が、今回の補填対象に主に影響するものでございます。24年度の災害特別損失等については、設備利用部門に係りますが、こちらは2億円が対象となっております。設備管理部門・設備利用部門を合わせたユニバーサルサービス原価への影響である27.3億円につきまして、補填額への影響をさらに見てみますと、全体で約1,910万円になってございます。これは、3円の合算番号単価への影響を見てみますと、0.007円ということで、ほとんど影響はないという状況でございます。

残りの参考資料は、細かな表等でございますので、後ほど御覧いただければと思います。

また本体に戻らせていただきたいと思っております。5ページ目をお開きください。負担金の額及び徴収方法のところに戻らせていただきます。1の負担金の額の（1）補填対象額でございますけれども、今申しましたとおり、細かなものを合算いたしますと、合計で約68億7,900万円になります。ここには今申し上げました東日本大震災における特別損失のうち基礎的電気通信役務に係る費用の一部を含んでおります。これについては昨年同様ではございますけれども、算定規則第3条に基づく特別の許可を求める申請が本件申請とあわせて行われております。

続きまして、（2）の支援業務費でございます。支援業務費については、TCAが支援機関として活動するための運営費用、あとは周知費用を支援業務費として算定することになってございますけれども、合計でこの②の表にありますように、約6,200万円でございます。これは今年の予算でございます。これに次の6ページの一番上にございます前年度の次期繰越収支差額という昨年度の余りが約800万円ございますので、これを引きまして、今回の支援業務費は約5,400万円でございます。この額自体はこれまでの額と大差なく、大体例年どおりとなっているものでございます。

（3）の番号単価でございます。今の補填対象額と支援業務費等に基づき、NTT東西の合算番号単価をはじいてみますと2.5350…円となりまして、整数未満を四捨五入いたしますと3円になります。これが各事業者の負担する合算番号単価になります。それを②、③のようにNTT東西に振り分けると、NTT東が1.79402425…円、NTT西が1.20597575…円となるものでございます。

7 ページを御覧ください。一番上の※にありますとおり、今申し上げました番号単価は上半期の分でございます。平成26年1月から6月までの電気通信番号に適用されるものでございます。下半期につきましては、また状況を見て、これを修正して新たな番号単価を出す形になろうと思っております。合算番号単価は現時点で2.53円でございますので、下半期は、場合によっては2円となる可能性があると思っております。

(4) 負担事業者でございますけれども、最初に申し上げましたとおり、前年度の電気通信事業収益が10億円を超えて、かつ電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者でございます、合計27事業者でございます。

8 ページでございます。各接続事業者の負担金の額が、実際に今回お諮りするものでございますけれども、NTT東日本に係るものにつきまして、本来は、負担金の額なので、額そのものを出せばいいのですが、実際、電気通信番号等がこの時点では決まっております。したがって、式という形になります。式については、この四角の中にあります(a)、(b)及び(c)を足したものが、各接続事業者の負担金の額となります。(a)が、番号単価に1月から11月までの電気通信番号数を掛けたもので、(b)が最終算定月の負担金額でございます。最後の(c)が前年度残余额でございます。中身についてはその下にいろいろ書いていますけれども、ここは割愛させていただきたいと思っております。9ページ目も同様に今申し上げた(a)、(b)、(c)の中身について事細かに書いていますのでございます。

10ページ目が、実際に式としてTCAから申請されたものでございまして、このような式について認可申請がされております。11ページ目も同様でございますので割愛させていただきます。

12ページ以降が、NTT西日本に係るものでございます。NTT東日本と同様でございますので、ここは割愛させていただきたいと思っております。

16ページを御覧ください。③その他算出に係る留意点ということで、これは法令に基づきまして幾つか算出に係る留意点を書かせていただいているものでございます。

(a)、(b)ともに負担金の限度割合がございまして、これは対象収益の額の3%が上限でございます。それを超えた場合は、3%までが各接続事業者等の負担金の額になるものでございます。(c)は端数処理をするということでございます。

続きまして17ページが徴収方法になります。(1)から(5)まで納付の手段、負担金の額の通知、負担金の納付期限、延滞金納付、銀行口座のセキュリティー対策等そ

それぞれ書いてございます。

18ページ以降は、NTT東日本に係る交付金の額及び交付方法になります。交付金の額につきましては、端的に申しますと、本来補填対象としてもらう額から自社の算定自己負担額を引いたものが交付金の額になります。式はこの下に書いてあるとおりでございます。続きまして20ページ目がNTT西日本でございますけれども、これも同様でございますので割愛させていただきたいと思っております。

22ページを御覧ください。これも先ほどの負担金と同様に、法令に基づきます留意点を書いてあるものでございます。

続きまして23ページを御覧ください。こちらも負担金と同様に、今度は交付方法について交付手段、交付金の額の通知、交付期限、交付金の額の算定方法等々を書いてあるものでございます。

以上に基づきまして、25ページを御覧いただけますでしょうか。こういった申請を受けまして総務省で審査したところ、まず、事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可につきましては、3つの審査事項についてそれぞれ「適」といたしました。

まず1が交付金の額でございます。これについては4つのポイントで理由をお示ししまして「適」としてあります。1つ目が、額が計算式によって示されていることについては、先ほどご説明しましたとおり妥当なものだとしております。2つ目として計算の方法について、これも妥当であるということでございます。3つ目としましては、東日本大震災に起因する災害特別損失を入れていることについて、これも昨年どおりでございますので妥当だと認められるとしております。最後に交付金額は、NTT東西の基礎的電気通信役務の収支の赤字額を下回ることが前提でございます。これも確認したところ、下回っているということで妥当なものとしているものでございます。

2の交付する時期及び交付手段については、それぞれ今ご説明したとおり特段問題はないということで「適」としてあります。

3のその他適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないことについては、特段ございませんので、これも「適」にしてあります。

続きまして、負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査については、交付金と同様に1、2、3のそれぞれの点につきまして、妥当だということで「適」としているところでございます。説明は以上でございます。

○東海部会長　　ありがとうございました。総務省に1つだけ最初に確認いたしますが、ユニバーサルサービス制度がスタートしたのは何年度からでしたでしょうか。

○片桐料金サービス課企画官　　こちらについては平成19年からでございます。

○東海部会長　　ありがとうございました。そういう確認をさせていただいたのは、かなりユニバーサルサービス制度はいろいろな議論を経ながらも確立されて、本年度までこういう形でもって適用されているということ、随分と成熟してきたのかという気がいたしますし、また、関係者のご理解もいただけてつあるのではないかと気がいたします。課題は全くないわけではないと思いますし、別なところでいろいろ議論をしなければなりません、今日のご議論は、毎年の交付金の額、その他の手続を進めることのご議論をいただくということでございます。ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

よろしゅうございますかね。私から1つだけ、毎年確認しているんです。7ページに負担事業者が出ていますけれども、ユニバーサルサービス制度の負担をされる事業者は、利用者に転嫁するかしらないかという判断があるわけですね。制度としては、利用者に転嫁するという事など1つも書いていないわけです。この事業者の中で、例年何社かは利用者への負担をさせない形をとられているところもあったわけですが、本年度についてはいかがでしょうか。

○片桐料金サービス課企画官　　本年度は1社だけ利用者に転嫁されていないところがあるということでございます。

○東海部会長　　ということですか。ありがとうございました。

ほかに何かございませうか。よろしゅうございますか。もしよろしければ、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告をいたしまして、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は11月1日金曜日までといたします。よろしければその旨決定することといたします。ありがとうございました。

○東海部会長　　次に諮問第3059号、電気通信番号規則の一部改正について、審議をいたします。総務省からご説明をお願いいたします。

○小出番号企画室長　　番号企画室長の小出でございます。それではお手元の資料48-2に基づきましてご説明させていただきます。

まず1ページ目に諮問書がございます。本件は省令の電気通信番号規則の一部改正についてでございます。これは現在、携帯電話同士で行っている番号ポータビリティにつきまして、携帯電話とPHSとの間でも番号ポータビリティができるように制度の整備を行うものでございます。

背景を説明させていただきます。先に4ページを御覧いただければと思います。資料が横長になっておりまして、90度曲がっておりますので、タブレットを回していただければと思います。下のグラフですが、携帯電話同士での番号ポータビリティにつきましては利用者の方々に知られておりまして、毎月約40万件程度利用されているものでございます。同じく4ページ目の上のほうになりますけれども、携帯電話やPHSなどの移動体の電話番号につきましては、個人とひもづいた形での利用が進展してきていると考えられます。両者間での番号ポータビリティにつきましても要望があるものでございます。

また、携帯電話とPHSのサービスにつきましては、PHSのサービス提供エリアは人口カバー率で99%と、携帯電話と同様になってきております。また、携帯電話とPHSとの間での料金の格差も縮小してきていると考えられます。一例といたしまして、固定電話発の料金を載せさせていただいておりますが、平日昼間の3分間、税抜き料金のつきまして、各社である程度幅がございますけれども、携帯電話とPHSとの間の料金差は縮小している状況でございます。さらに携帯電話各社におかれましては、利用料金の低廉化、各種の料金サービスが提供され、競争が促進してきているところでございます。これは番号ポータビリティの実施により、携帯電話事業者の間で利用者が移動しやすくなっていることも一因と考えられます。PHSが番号ポータビリティに参加することにより、より一層の競争の促進が図られることを期待しております。

これらの背景もありまして、携帯電話とPHSとの間での番号ポータビリティにつきましては、平成23年から昨年にかけて情報通信審議会でご審議いただき、昨年3月1日に平成26年度内の導入を目指すことが適当という答申をいただいております。ただし、利用者の利便性の向上やより一層の競争環境の進展などの効果が見込まれることから、導入に当たりましては、利用者保護が図られることが前提とされております。

そこで、情報通信審議会での導入への課題といたしましてご指摘をいただいた項目とその対応につきまして、5ページを御覧いただければと思います。主に3つご指摘をいただいております。1番目の携帯電話とPHSとの識別性確保に向けた措置につきまして

は、PHS事業者におきまして、電話をかけた先がPHSであることがわかるように、PHS呼び出し時に識別音を導入することとして、本年7月から順次対象地域を拡大してきております。今月中に全国のPHSの着信で識別音を導入する予定でございます。

2番目の携帯電話とPHSとの間でのSMS、ショートメッセージサービスにつきましては、現在携帯電話とPHSではSMSの方式が異なることから、両者の間をまたがるSMSサービスは行われておりません。そこで、相互接続に向けた検討が求められておりました。これにつきましては、PHS事業者が携帯電話でのSMSの方式を採用することとして、対応する端末を開発中でございます。この新型のPHS端末は、今年秋冬以降にリリースされる予定で、携帯電話とのSMSの機能は、番号ポータビリティ開始後の来年10月から利用できるとのことでございます。番号ポータビリティで携帯電話からPHSに移行される利用者には、新型のPHS端末を利用させていただくことで、携帯電話の方式のSMSもPHS間のショートメッセージも両方利用できることとなります。

3番目の選択中継サービスにつきましては、固定電話からPHSへの通話につきましても選択中継サービスの対象とすることが求められたものでございます。これにつきましては、関係事業者の間で協議が行われ、携帯電話への選択中継サービスを行っている8社全てにつきまして、来年10月までにはPHSへの選択中継サービスを行っていただけることになりました。ただ、8社一斉にというわけではなく、準備ができたところから選択中継サービスを開始することになっております。

情報通信審議会で課題とされておりました利用者保護の3点につきましてご説明させていただきましたが、これ以外の、事業者ネットワークの改修などにつきましても関係事業者の間で協議を行っていただいております。導入のめどが立ったということでございます。そのため所要の制度を整備すべく本件を諮問させていただくものでございます。

次に、改正の概要につきましてご説明させていただきます。資料の2ページ目に戻っていただければと思います。新旧対照表では資料の6ページ以降になります。番号ポータビリティの導入のため国内での電話番号体系を定める省令でございます電気通信番号規則につきまして、携帯電話とPHSを識別する番号を定める規定第9条と、番号ポータビリティを義務づけている規定第20条を改正し、あわせて関連規定の改正を行うものでございます。

具体的には第9条につきましては、携帯電話の番号を第1項第3号で、PHSの番号

を同項第4号で定めておりますが、番号ポータビリティの実現により両者の番号上の区別がなくなることから、携帯電話とPHSとを同じ番号体系にするものでございます。また、20条につきましては、番号ポータビリティの義務を課す対象として携帯電話を定めているところでございますが、これにPHSを加えるものでございます。2ページのただし書きのところにもありますように、第20条では現在の携帯電話での番号ポータビリティでもアの衛星船舶電話や衛星携帯電話、それからのデータ伝送役務のみの場合につきましては対象としておりませんので、本件の携帯電話とPHSとの間の番号ポータビリティにつきましても対象としないものでございます。なお、この番号規則の一部改正で条番号のずれが生じますので、関連する報告規則及びいわゆるユニバ規則の報告様式などの一部に改正が生じますが、諮問の対象ではございませんので、説明は省略させていただきます。

次にこの省令の施行日につきまして、ご説明させていただきます。次の3ページを御覧ください。施行日につきましては2段階を考えております。番号ポータビリティの導入は来年10月1日を予定していることから、番号ポータビリティの義務を課す第20条につきましては、来年10月1日からの施行としております。しかしながら、実際の電話ネットワークを使用しての試験、携帯電話の番号でPHSへ着信させることや、PHSの番号で携帯電話に着信させる試験なども行われることから、第9条の携帯電話とPHSの識別をする規定及び関連規定につきましては、試験期間を考慮して、半年早く来年4月1日に改正を行うものでございます。本件番号ポータビリティにつきましては、来年10月1日の開始を予定しております。約1年前の諮問とさせていただきますけれども、長期契約での割引を行っている事業者もおられることから、開始日につきまして早目の周知を行うことで、利用者の利便性の確保の手助けになればと考えております。

また、経過措置につきましては、第1項はみなし規定で、改正前にPHSに指定した番号は改正後も有効とするものでございます。第2項は、サービスの停止が明らかになっているサービスでは番号ポータビリティは行わないとしたもので、現在該当するものはございませんが、平成18年の携帯電話の番号ポータビリティの導入のときと同様に規定させていただいているものでございます。

以上ですが、携帯電話とPHSとの間での番号ポータビリティの導入と、そのための電気通信番号規則の一部改正案につきましてご説明させていただきました。ご審議のほ

ど、よろしくお願いいたします。以上です。

○東海部会長　　ありがとうございました。番号ポータビリティ制度についてもその時期を確認しようと思いましたが、今、最後のところでお触れになって、平成18年からと理解いたしました。それでよろしいですね。

○小出番号企画室長　　はい。

○東海部会長　　4ページのグラフにある一番左端からと理解いたしております。この番号ポータビリティ制度の中に携帯電話、PHSを加えていこうという制度改正に関する諮問でございます。諮問の段階におけるご質問、あるいはご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。どうぞ。

○長田委員　　情報通信審議会でもう審議されていらしてこういう整理なんだろうと思うんですけど、携帯電話とPHSとの料金差に関する識別性確保が、電話をかけたときの着信音というか、最初に音が鳴るといことですよ。ということは、料金格差があるという前提からいえば、かけてしまった後でないとその差がわからない、相手はPHSなのかどうかわからないことになるということですよ。前に070を携帯電話に開放するというお話のときには、事前に4桁目の数字でPHSなのか携帯電話なのかの識別ができるということで、ここではご説明いただいていたんですが、ポータビリティにしまうと、それがもうぐずぐずになっちゃうということになるわけですから、かけてみないとわからない。

○小出番号企画室長　　そうですね。番号ポータビリティですので、そのままの持った番号でPHSから携帯電話、携帯電話からPHSに移る形になります。なので、かけてみないとわからないことにはなりますけども、今回PHS事業者さんのほうで、PHSにかけたときには通話がつながる前に識別音を入れていただくことで、ある程度PHSにかかった、そうでないというのを識別できるのではないかと考えております。

○東海部会長　　いかがでしょうか。

○長田委員　　今、PHS事業者さんのほうは、携帯電話の会社というか、自社であることも選ばずに定額のサービスをやっていると思うんですけど、携帯電話の会社のほうでは、そういうものがあるのかどうかというのを私はよく承知しておりませんが、相手がPHSなのか自社なのかとか、違う携帯なのかとか、何かかなりの料金の差がもしあるんだとしたら、かけてみないとわからないのではちょっとわかりにくいと思ったものですから、確認させていただきました。

- 小出番号企画室長 携帯電話事業者のほうでもいろんなサービスを適用されておりまして、自社内であれば無料通話とするものとか、家族間であれば無料とするものとか、いろんなサービスのどれを選ぶかが利用者の方の選び方にはなってくると思いますけども、そこで特別に識別音を入れてやっているかといいますと、そこまではやっていない状況でございます。
- 東海部会長 先ほど、今PHSのほうは、これについてのいろいろなハードの部分について開発中と伺ったように思いますけれども、そういったご意見のようなことに対する工夫もまだ可能性があるということでしょうか。
- 小出番号企画室長 識別音につきましては、端末ではなくて交換機のほうで対応しているということで、もう既に入れているところでございます。それから、SMSにつきましては、現在の方式ですと端末では対応できないということで、新しい端末を開発することでの対応とさせていただいているものでございます。
- 東海部会長 理解いたしました。よろしゅうございますか、長田委員。
- 酒井委員 ちょっとよろしいですか。
- 東海部会長 どうぞ。
- 酒井委員 今の点ですが、PHS以外でも企業によっては同じ携帯電話事業者同士の通信で識別音を入れているケースがどこかになかったでしたか。あるような気もしたんですが。
- 小出番号企画室長 すいません、あったかもしれないです。全部網羅して知っているわけではないので。
- 酒井委員 どっちにしても、その辺の音との違いがわかるようにはなるんですね。そうしないとまずいですから。
- 小出番号企画室長 PHSで入れる識別音は、ほかの識別音と違った音を入れることでやっておりますので、一応識別ができると考えております。
- 東海部会長 よろしゅうございますか。ほかにいかがでございましょうか。特にご意見ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどいたしまして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は前の件と同様、11月1日金曜日までといたします。また提出された意見を

踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討をお願いいたしまして、最終的には当部会として答申をまとめることといたしたいと思っておりますが、それによろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。よろしければ、その旨決定することといたします。

○東海部会長　それでは報告事項に移りたいと思っております。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成24年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について、総務省から説明をお願いいたします。

○片桐料金サービス課企画官　料金サービス課の片桐でございます。資料48-3を御覧ください。まず1ページおめくりいただきまして、背景からご説明申し上げます。

本件でございますけれども、平成18年11月21日の情報通信審議会におきまして、初めてユニバーサルサービス制度に係る交付金・負担金の額等について認可が適当だとする旨の答申をいただいたところでございます。その際、パブリックコメントにおける意見を踏まえまして、審議会におきまして、5つの要望事項をご提示いただきました。その5つの要望事項が左側の四角にあるものでございます。そのうちの①の経営効率化の推進という部分が、本件に係る要望になります。

これに基づきまして、矢印の先の右側の四角でございますが、総務省からNTT東西に対しまして行政指導を行ったものでございます。指導した中身は主に2点でございます。1つ目が、NTT東西は、交付金の算定の前提としている設備利用部門の費用の経営効率化率（7%）の達成度合い（実績）を総務省に報告すること、2つ目が、NTT東西は、携帯電話やIP電話の普及、NTT東西の加入電話から競争事業者の提供する直取サービスへの移行その他の要因が当該収支に及ぼす影響を分析し、総務省に報告することというものでございます。この行政指導に基づきまして、NTT東西より報告していただきました経営効率化の実績等につきまして、今回ご説明させていただくものでございます。

それでは2ページ目を御覧ください。平成24年度の実績でございますが、最初に結論から申し上げますと、東西ともに7%を上回る経営効率化率を達成しているところでございます。NTT東日本は7.4%、NTT西日本は7.7%でございます。具体的な施策としましては、下の一番左側の四角にございますように、人員数の削減、業務の集約やアウトソーシングによる効率化、資産のスリム化といったものを行ったということでございます。

それぞれ具体的に申しますと、人員数の削減につきましては、それぞれ東が3,000人、西が4,000人の削減を行ったということでございます。業務の集約・アウトソーシングにつきましては、東ではウェブ受付センターの統合や、116業務に係る拠点の集約等を行ってございます。西につきましては、料金業務に係る拠点の集約化、116業務に係る拠点の集約等を行っています。資産のスリム化については、東が集約による空きスペースの貸し付けを推進、また社宅等の集約、廃止及び売却による保有コストの削減をしております。西のほうでも同様に、集約による空きスペースの貸し付けの推進や、社宅等の集約等による保有コストの削減を図っているということでございます。その他といたしまして、東西ともに料金請求に係る費用の抑制や、ウェブ受付の推進によります効率化等も図っているということでございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。これらの効率化施策によりまして、具体的にそれぞれどれぐらいの削減が行われたというのを表にしたものがこちらでございます。NTT東日本でございますけれども、営業費用のところで設備利用部門費用が再掲されております。こちらを御覧いただければと思いますが、先ほど説明しましたように7.4%の費用削減でございます。ちなみに一番上、営業収益でいいますと、9%の収益減になっているところでございますので、それに対して7.4%費用削減ができたということでございます。NTT西日本も同様でございます。営業収益が8.8%減る中、設備利用部門の費用を7.7%削減した形でございます。

4ページ目を御覧ください。市場環境の変化や競争の進展等が収支に及ぼした影響ということで、NTT東西それぞれ加入電話の基本料、緊急通報、公衆電話に分けて、影響について分析していただいたのをまとめたものがこちらでございます。端的に申し上げますと、これまで同様に、携帯電話とか光IP電話等へ移行したり、あるいは公衆電話の利用が減少する中、収益が非常に落ち込んでおります。一方で、先ほど申しましたような効率化等を行うことによって、費用も削減を図っているところでございます。

続きまして5ページ目でございます。こちらは参考情報ではございますが、設備の利用部門ではなくて管理部門に当たるところでございますが、加入者回線に係るコストの削減状況について載せてございます。上の四角囲みを御覧いただければと思いますが、加入電話の契約数が平成8年をピークに減少に転じており、近年では年8%を超える割合で減少を続けております。一方、メタルケーブルはなかなか容易に撤去できないこともありまして、その総延長については横ばいになっています。こちらの下のグラフのメ

タルケーブルの総延長を御覧いただければと思いますが、一番左側、平成12年末時点
で100.6万キロメートルでしたが、平成24年末では103.5万キロメートルと、
微増になっています。それに対して加入電話の契約数は、5,209万回線から2,50
4万回線ということで非常に落ち込んでいるものでございます。

こういった状況の中、NTT東西では、経営効率化等の取り組み等を行ってありまし
て、平成24年度の状況を見ますと、加入電話の契約数が対前年の減少率9%に対しま
して、加入者回線コストの減少率も同じく9%になってございます。これは右下の表の
平成24年度のところを御覧いただければと思います。このコスト減の主な要因ですけ
れども、新規投資の抑制や設備点検業務等に係る作業委託費の削減、あとは最初の諮問
のときにも申しましたメタル回線のコストの在り方に関する検討会の報告書に基づくコ
ストの配賦方法の見直しが効いているところでございます。

6ページ目を御覧ください。今の費用削減要因のうち、メタルケーブルの投資額の抑
制と、加入者回線施設保全費の削減について簡単に図示しているものでございます。ま
ず投資額の抑制につきましては、左の表の棒グラフでおわかりになりますように、近年
非常に抑制しているものでございます。この結果としまして、下の棒グラフにあります
ように平成23年と平成24年を比べますと、減価償却費で9.6%の削減が図られて
いるものでございます。また右側の四角のところの加入者回線の施設保全費の削減につ
きましては、下の囲みにありますように、設備点検業務や、データベースの整備業務等
の内製化を進めることによりまして、作業の委託費を削減することで、全体として10.
6%の費用削減が図られたところでございます。説明は以上でございます。

○東海部会長　　ありがとうございました。

本日は先ほど諮問の最初で、本年度のユニバーサルサービス制度に基づく交付金の金
額の諮問がございましたけれども、ちょうどその制度と裏と表といいましょうか、そう
いったユニバの精神の裏には、しっかりとNTTに経営効率化をしていただきたいとい
う制度をここで加えていただいているわけでした、総務省から調査に関するご報告をい
ただいたところでございます。報告事項でございますので、特に議論するということ
ではございませんけど、何かこの際、質問しておきたいことがあればどうぞご発言いた
だきたいと思っております。

○酒井委員　　1点だけよろしいでしょうか。

○東海部会長　　どうぞ。

○酒井委員 加入者数が減ってもメタルケーブルがだんだん増えていくというのは、要するに新たに必要になったところはちょっと増やすけど、要らなくなったところは一切撤去しないでそのまま放ってあるからと思えばよろしいのでしょうか。

○片桐料金サービス課企画官 必ずしも一切とまではいかないと思いますが、おおむねそのようなことだと思います。

○関口委員 これはやっぱりユニバ義務がかかっていますから、潜在的にユーザーが1件でも発生する可能性がある限りは撤去できないんですよね。ここでわかるように、新規の大型土地開発等でもメタル回線を引いているので微増なんです。ですから、メタル回線のコストの在り方に関する検討会のときにも、加入数がこのように右肩下がりです。直線に下がっているにもかかわらず、総延長数での光とメタルの比だとほとんど効いてこないというか、メタルのほうのコストが落ちてこないということもあるので、配賦の基準を変えたりといろいろ工夫はしていることの成果として、このようにコスト削減を実現しているわけですが、それにしても絶対数が、ある一定数はやっぱり最低のサービス維持のために必要なわけですから、事業者としても一生懸命頑張っているんだらうと感じております。

○東海部会長 まことにわかりやすい的確なコメントだと思っております。ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

○東海部会長 もしよろしければ、以上で本日の審議は終了いたします。委員の皆様から何かご発言ございましょうか。事務局からはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途確定になり次第、事務局からご連絡をさせていただきます。以上で閉会でございます。ありがとうございました。

閉 会